

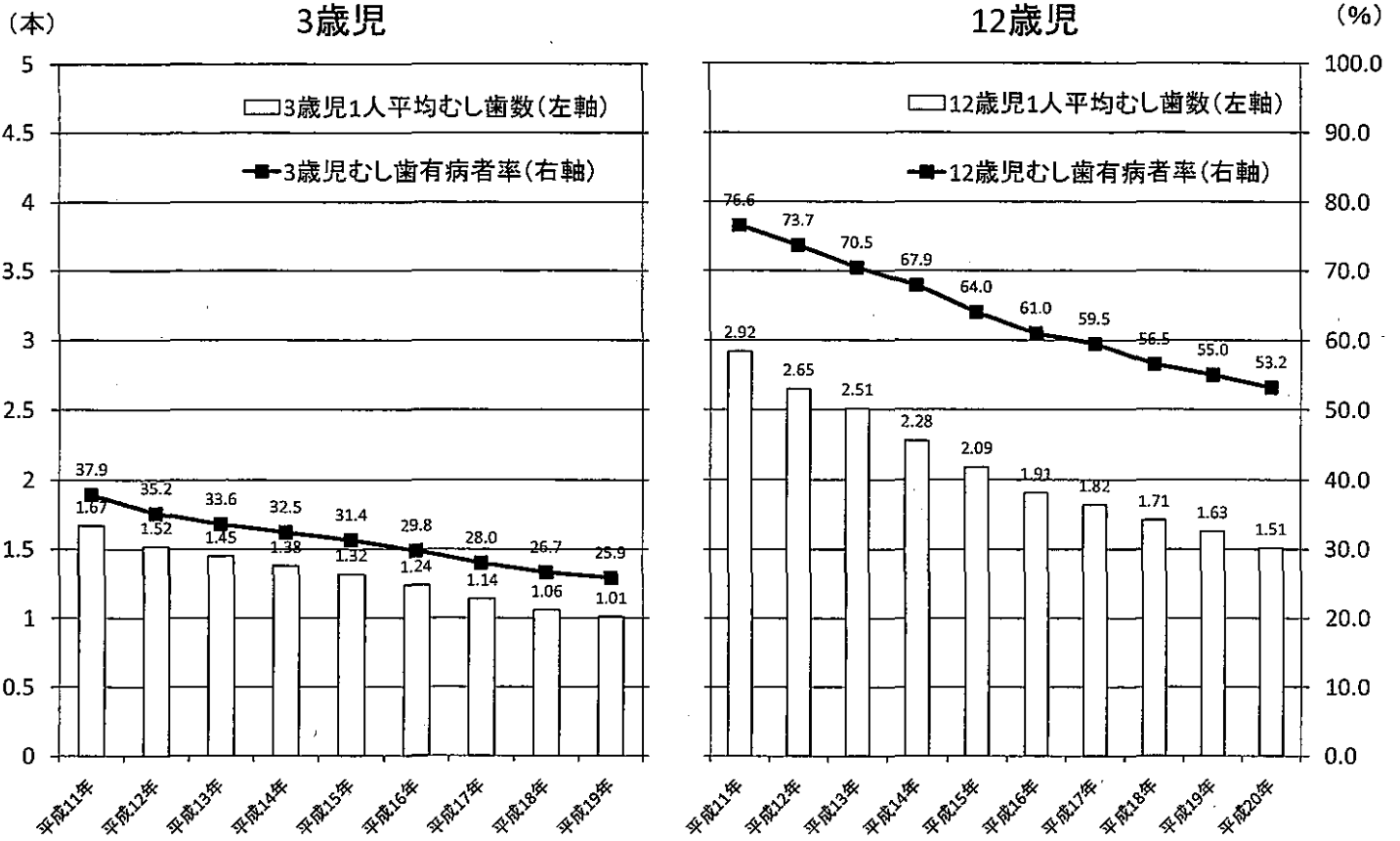
施策・事業シート（概要説明書）

担当府省名	厚生労働省	予算事業名	8020運動特別推進事業					
担当局庁名	医政局	上位施策事業名	医療提供体制推進事業費補助金	作成責任者				
担当課・室名	歯科保健課	事業開始年度	平成12年度	歯科保健課長 日高勝美				
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		関係する通知、計画等	健康増進法「健康日本21」 食育基本法「食育推進基本計画」 今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上に関する検討会中間報告書 歯科保健と食育の在り方に関する検討会報告書					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：）							
	■補助金（ <u>直接</u> ・間接）（補助先：都道府県 実施主体：都道府県）							
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 （官庁OB/役員数）	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 （何のために）	・生涯を通じた国民の歯の健康の保持の推進を行うことで、80歳になっても自分の歯を20本以上を保つ社会を実現するために実施。 ・歯科保健医療対策として、国が都道府県に対して行う唯一の事業である。						
	対象 （誰/何を対象に）	・各都道府県がそれぞれの実情に応じて生涯を通じた国民の歯の健康の保持の推進に関する事業を実施することを支援し、国民の歯の健康づくりを推進。						
	事業/制度内容 （手段、手法など）	・小児期から高齢期までの各ライフステージにおいて歯科保健事業を実施することにより、生涯を通じた国民の歯の健康づくりを推進。 （主な事業例）幼児期・学童期：う蝕予防対策、食育に関する事業 等 成人期：歯周病予防対策、生活習慣病予防と食育に関する事業 等 高齢期：口腔ケア、摂食・嚥下に関する事業 等 ・各都道府県が地域における課題や事業の必要性等を検討して事業計画を策定。 ・提出された事業計画を厚生労働省において精査し、必要性が認められる事業に対してかかる経費の補助の実施。 ・事業年度終了後に各都道府県が実施事業について事業評価を含めた実績報告を実施。実績報告書に基づき、厚生労働省が補助経費の確定。						
コスト	平成22年度概算要求額		人件費					
	事業費	470 百万円	}	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事 職員数）	従事職員数		
	人件費	0 百万円		担当正職員	千円	人		
総計	470 百万円	臨時職員他		千円	人			
これまでの同様の予算 項目の予算額等 （財源内訳/ 単位百万円）	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	420						
	H19(決算上の不用額)	50						
	H20(決算見込額)	441						
	H21(当初予算)	470						
	H21(補正予算)	0						
H22概算要求	470							
平成22年度 予算内訳（補助金の場合 は負担割合等も）	・8020運動推進特別事業に必要な経費を、事業内容に応じて1/2または10/10補助。 ・内訳：報償費、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費）、役務費（通信運搬費・広告料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料など。							

施策・事業シート（概要説明書）

担当府省名	厚生労働省	予算事業名	8020運動特別推進事業		
担当局庁名	医政局	上位施策事業名	医療提供体制推進事業費補助金	作成責任者	
担当課・室名	歯科保健課	事業開始年度	平成12年度	歯科保健課長 日高勝美	
事業/制度の必要性	<p>・8020運動が提唱され、当該事業が実施されてから、子供のむし歯の減少(12歳児むし歯の本数:平成11年2.92本→平成20年1.54本)など小児期における歯の健康状態は改善してきている。しかしながら、高齢者の歯の状況は、8020(ハチマル・ニイマル)達成者は増加している(8020達成者率:平成11年約15%→平成17年約25%)ものの、4人に3人は20本未満であり満足に咀嚼できないことが危惧され、学童期以降(特に成人期や高齢期)の取り組み強化が必要とされている。</p> <p>・健康増進法、食育基本法に則した歯の健康づくり対策のため、各都道府県はこの補助金を活用し、様々な取り組みを行っており、支援を行わなければ都道府県の事業が困難となり、国としての歯科保健医療対策も皆無となるため、今後も国として一層の推進を行っていく必要がある。</p> <p>・さらに、民主党医療政策(詳細版)においても歯科医療改革が謳われており、歯科疾患の予防法や治療の調査研究の推進等生涯にわたる歯の健康の保持が提言されているところ。</p>				
他省庁、自治体等における類似事業	<p>・一部の自治体において、独自予算により歯科疾患予防に関する事業や歯の健康づくりに関する事業を実施しているところがある。他省庁において類似の事業はなし。</p>				
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	<p>・歯の健康づくりについては、学校歯科保健を所管している文部科学省とも連携を図り、情報交換を行っているところ。</p> <p>・なお、当該事業が有効かつ効果的に活用されるように、各自治体職員を対象とするブロック会議・歯科保健推進研修会において、8020運動特別推進事業のあり方等について研修や意見交換を行っているところ。</p> <p>・都道府県における歯の健康づくりに関する中核的な取り組みとなっている本事業を国として支援することで、一体となった歯の健康の保持の推進が可能。</p>				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	実施箇所数(都道府県)	箇所	45	46	47
予算執行率		%	74.3%	89.3%	93.8%
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	<p>(現状の成果)</p> <p>・8020(80歳で20本以上の歯を保持する)をすべての国民が達成することを目標とし、様々な歯科保健対策が必要となることから、小児のう蝕予防等をはじめ歯科保健事業の実施を推進してきたところである。各種調査において、う蝕(むし歯)本数・有病者率の減少、8020達成者割合の増加が確認されており、本事業の成果が出てきているものと考えられるが、依然、成人期における歯周病の有病率は約8割で8020達成者割合は25%程度とまだまだ低く、すべての国民が歯の健康を保持しているとは言い難い。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>・国民の歯の健康の保持を推進するために、個別のライフステージに特化する対策ではなく、小児期から高齢期までの生涯を通じた歯の健康の保持の推進が期待される取組に重点を置く。WHOの口腔保健目標では、65歳以上の50%が20歯の機能歯を保有することが掲げられており、わが国も同様の観点から当面は8020達成者が約半数近くになるよう、本事業を展開していく必要がある。</p>				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	小児のう蝕(むし歯)本数・有病者率 ※H11年度 3歳 1.67本 37.8% 12歳 2.92本 76.6%	数 %	3歳 1.06本 26.7% 12歳 1.71本 56.5%	3歳 1.01本 25.9% 12歳 1.63本 55.0%	3歳 集計中 12歳 1.51本 53.2%
	歯肉に所見を有する(歯石の沈着、病的な歯周ポケットの形成等)者の割合	%	20~24歳 H11年度 70.8% → H17年度 76.2% 25~29歳 H11年度 77.6% → H17年度 74.7% 30~34歳 H11年度 80.5% → H17年度 80.3%	※6年毎調査	
	20本以上の歯を有する者の割合	%	75~79歳 H11年度 17.5% → H17年度 27.1% 80~85歳 H11年度 13.0% → H17年度 21.1% 85歳~ H11年度 3.0% → H17年度 8.3%	※6年毎調査	
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	<p>・8020達成者割合の増加は本事業の成果が出てきているものと考えられるが、依然、成人期における歯周病の有病率は約8割で8020達成者割合は25%程度とまだまだ低いことから、本事業を引き続き継続する必要がある。</p> <p>・国民の歯の健康の保持を推進するために、個別のライフステージに特化する対策ではなく、小児期から高齢期までの生涯を通じた歯の健康の保持の推進が期待される取組に重点を置く。WHOの口腔保健目標では、65歳以上の50%が20歯の機能歯を保有することが掲げられており、わが国も同様の観点から8020達成者が約半数近くになるよう、本事業を展開していく必要がある。</p>				
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)	<p>WHOにおける口腔保健目標 「65歳以上の50%が20歯の機能歯を保有するようにする」</p>				
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	<p>(制度の沿革)</p> <p>平成元年 8020運動の提唱。 平成12年 都道府県を実施主体とした8020運動特別推進事業の開始。 平成14年 健康増進法の成立 健康日本21における歯の健康に関し具体的な目標として8020達成者率を設定。 平成17年 食育基本法の成立 食育基本法において口腔機能の維持を提言。 平成18年 「平成17年歯科疾患実態調査結果」を公表。8020達成者が調査開始以来、初めて20%を超えた。 平成18年 今後の歯科保健医療と歯科医師の資質向上に関する検討会中間報告書において、「8020運動は都道府県における歯科保健の中核的役割を担うべき」と提言。 平成22年 歯科保健と食育の在り方検討会報告書において食育推進に係る歯科保健医療関係者の教育研修を提言。</p> <p>(予算の削減状況について)</p> <p>平成12年 500,080千円 平成14年 540,080千円 平成18年 500,080千円 平成19年 470,000千円</p>				

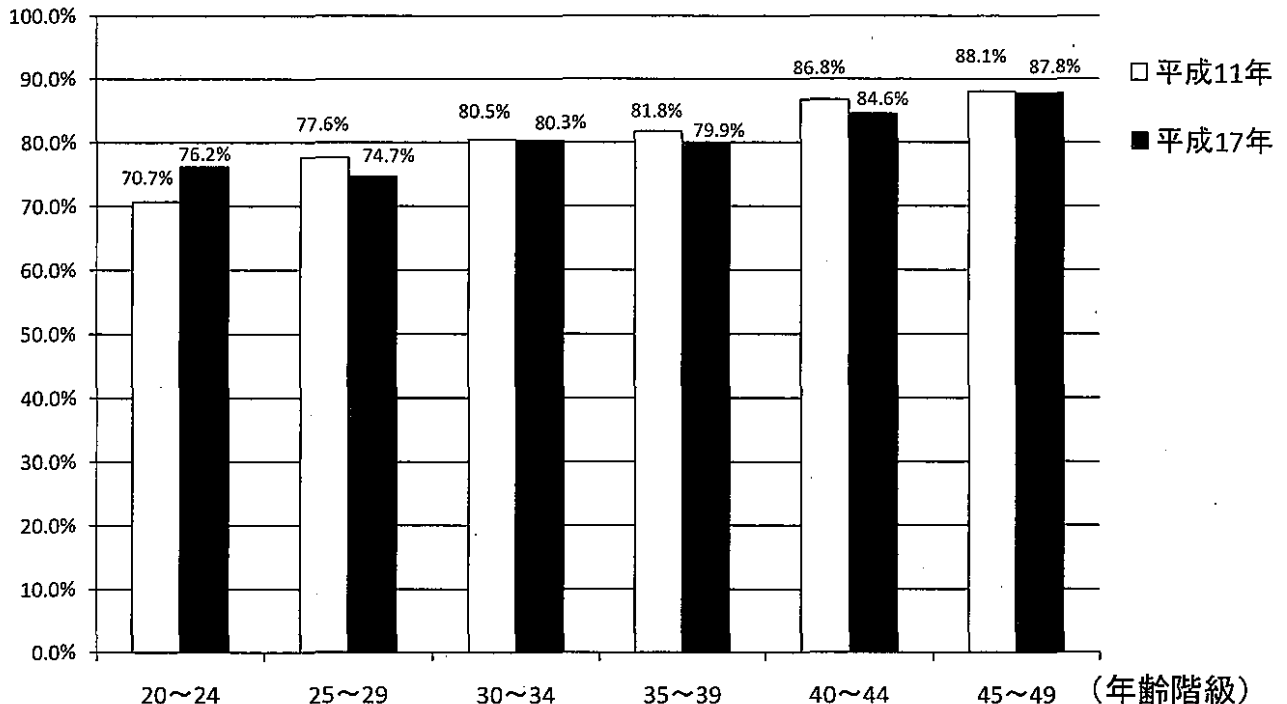
3歳児及び12歳児のむし歯の状況の推移



(出典)

3歳児: 歯科健康診査の結果(厚生労働省)、12歳児: 学校保健統計調査(文部科学省)

歯肉に所見のある者の割合



※歯肉に所見のある者とは、歯石の沈着や病的な歯周ポケットを有する者のこと。

出典: 歯科疾患実態調査

(予算担当部局用)

事業番号2-23

論点等説明シート (予算担当部局用)

施策・事業名	8020運動特別推進事業			
予算額	平成21年度当初予算額		平成22年度概算要求額	
	470	百万円	470	百万円

事業予算についての論点等

過去4か年の予算・決算の推移 (億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度 (要求)
予算額	4.7	4.7	4.7	4.7
決算額	4.2	4.4	—	—
執行率 (%)	89.3	93.8		

- 各都道府県ごとに1,000万円程度の補助。
- 広報啓発活動が大半であり、あえて国費で都道府県ごとに措置する必要がないのではないか。
- 事業の実施主体は各都道府県の歯科医師会であることが多く、実質的に特定の団体に対する補助金となっているのではないか。
(歯科医師会は約80億円の内部留保(19年度末会計検査院報告)を有している。)
- 1,000万円程度の広報啓発事業であれば、都道府県・市町村でも独自に行っているところが多いと考えられ、各自治体の判断に任せてもよいのではないか。

(都道府県での単独事業例)

- 歯たらし盛りの歯つらつしが推進事業(17年度 滋賀県 1,675万円)
青年期から高齢期にわたる幅広い年齢層を対象に歯周疾患の予防を目的とした歯周疾患予防啓発冊子を作成。
- 健康なお口で元気に出産推進事業(18年度 群馬県 1,186万円)
妊娠期の口腔の管理と生まれる赤ちゃんの歯を守るための正しい知識の普及を図るためのパンフレット作成。